

令和４年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県農林水産業振興基本計画策定事業 【１４ページ】	【意見１】農林水産業振興基本計画の目標値の見直しについて 現在、農林水産業振興基本計画では、その将来像を実現するために、21 の指標を設けており、その指標について、令和７年度までに達成すべき目標値を設定している。上記 21 の指標について、令和７年度の目標に対する令和３年度の成果状況を鑑みると、一部の指標ではあるが、令和７年度の目標値に対して進捗が芳しくないものが見受けられる。 それゆえ、状況把握と理由の分析を行い、場合によっては、目標の見直しを含めた議論を早急に行っていく必要があると考える。	令和３年度及び４年度の取組状況や指標の進捗状況について所管課と共に分析を行った。それを踏まえて、令和５年度に外部関係者（農林漁業者、学識経験者）に意見を聴取したところ、引き続き進捗管理や分析を行い、次期計画の指標について検討することが必要とのことであった。 よって、令和７年度に実施する次期計画策定作業の中で、計画策定に係る懇話会委員や関係団体等と協議し、指標について検討する。	対応済み	農業政策課
農地中間管理事業 【２７ページ】	【意見２】令和４年度の活用面積の実績値の結果を注視し、目標の見直しの必要性も含めて議論されるのが望ましい。 農地中間管理事業では、集積した土地の活用面積の達成目標を 2,200ha としているが、令和元年度は 1,952ha、令和２年度は 1,345ha、令和３年度は 1,578ha と目標値と実績値が乖離している。当該農地中間管理事業の活用面積目標（毎年 2,200ha）は、農林部全体の目標値である「担い手への集積率」の目標値（令和７年度 42％達成）を達成するために設定されたものであり、令和２年度に一度見直しが行われたものの（見直し結果も毎年 2,200ha であった）、令和３年度においても活用面積2,200ha の目標には届いていない。なお、農地中間管理事業での転貸実績に、農地所有者・耕作者間の相対での農地の権利移動の実績を加えると、担い手への集積率の目標は達成されているため、「担い手への集積率」という視点で見れば、目標は達成しているといえるが、農地中間管理事業自体では、目標未達成であるため、あくまでも当事業内で目標値を達成することが望ましいといえる。令和元年度からの実績値を見ると、どれも目標値の 2,200ha に届いていないが、現段階で、直ちに活用面積目標値を見直すべきである、とまではいえない。 農地中間管理事業では、活用面積目標達成のために、①農地中間管理事業推進会議の開催、②地域コーディネーターの配置、③機構から市町村等への業務委託、④重点実施地区の設定等の活動を行っている状況である。さらに、令和４年度では、上記取り組みに加えて、類型別（10 種類）の優良事例集を作成し、現場で事業推進を図る上での参考資料として活用するよう、関係機関に対し周知、また、副部長等をトップとしたチームによる市町村キャラバンを実施し、事業推進を図る等の活動を実施し、目標達成に向けて事業を行っている。 上記状況を鑑みて、令和４年度の活用面積の実績値の結果を注視し、目標の見直しの必要性も含めて議論されるのが望ましいといえる。	令和５年度の活用面積実績は1,415haであった。目標の2,200haには届かなかったものの、令和４年度実績（1,219ha）と比べて増加した上、活用面積のうちの新規集積面積の実績は651haとなって新規集積面積の目標 650haを初めて達成したことから、長年の機構の取組が地域に浸透しつつあり、一定の成果を上げていると考えている。 法改正により令和７年度から農地の貸借の手法が農地中間管理事業に一本化されることから、令和６年度から徐々に農地中間管理事業の取扱面積が増加する見込みであり、このため令和６年度の目標を2,400haと増やしている。令和６年度の状況を見ながら、目標の見直しの必要性も含め、農地中間管理事業の推進について議論していく。	対応中	農業ビジネス支援課
経営体育成条件整備事業 【３２ページ】	【意見３】補助金については、その費用対効果について広く検討された上で支出の要否を検討されていくことが望ましい。 経営体育成条件整備事業の「推進事業」においては、過去の経営構造対策事業等で導入・整備した機械・施設を効率的・効果的に利活用するためのフォローアップを県経営構造対策推進会議の経営構造コンダクターにより実施している。具体的には、令和３年度には処分制限期間を経過していない 66 施設の利用状況を調査し、継続して成果目標を達成していない施設を対象に、経営構造コンダクターによる重点指導を実施し、成果目標（施設利用率や収支率など）を達成するための改善計画書を作成しているが、重点指導を実施し、改善計画書を作成しても、成果目標が何年も達成することができない施設がいくつか散見された。 これについて、経営体育成条件整備事業担当者に回答を求めたところ、「本事業で整備した施設はいずれも補助目的に沿った利用から 10 年以上経過しており、補助目的である地域農業の構造改革において一定の役割を果たしてきたと考えており、国への報告も既に不要となっていることから、令和３年度限りで経営構造コンダクターによる重点指導を終了し、経営構造コンダクターへ支出していた補助金（1,415 千円の県費）を廃止しました。」ということであったが、今後においても、補助金については、その費用対効果について広く検討された上で支出の要否を検討されていくことが望ましいと考えられる。	補助金については、その費用対効果について広く検討し、必要な見直しを行っていく。	対応済み	農業ビジネス支援課

令和4年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所																																																																													
項 目	概 要																																																																																
埼玉ブランド農産物推進事業 【35ページ】	【意見4】認知度目標を達成した場合に見込まれる需要等の試算について 埼玉ブランド農産物推進事業では、令和7年度までに、県産ブランド農産物全体では 44.6%、あまりんについては 50%の認知度を達成するという目標を設定し事業を行っているが、当該認知度目標を達成した場合に見込まれる需要や、認知度目標の達成に向けて今まで投資した金額がどのくらいの期間で回収できる見込みなのかといった試算についての資料が作成されていない。また、認知度目標を達成し、需要が高まった場合に、その需要に応えられるための生産者の確保等についても、特段試算した資料は見受けられなかった。これらの試算については、認知度の目標値を設定する上で重要な指標となるものであり、これらの試算をしないまま目標を設定し、その目標を達成したとしても、意味がないものになってしまうおそれがあるため、その目標を達成した場合の、需要、投資回収見込み、需要に対する供給量についての試算については、事業として行う必要があるものとする。 ＜認知度以外の指標の設定について＞ 埼玉ブランド農産物推進事業では、令和7年度までに、県産ブランド農産物全体では 44.6%、あまりんについては 50%の認知度を達成するとの目標値を設定しているが、あまりん以外のブランド農産物の個別の認知度目標は設定されていない。これについて、認知度を指標とした目標設定では定量的な効果測定が不十分となる可能性がある。そのため、栽培面積等、数値目標を明確に示すことのできる指標の設定が望ましいと考える。	令和5年度から、既存の埼玉ブランド農産物推進事業を見直し、新たに県産農産物販売促進事業として、事業内容・指標設定の考え方を刷新した。 同事業では、販売促進の知見やノウハウをもつ民間企業量販店等が行う、県産成品種等のキャンペーン販売活動や産地へのフィードバックの補助などを行うことにより、県産成品種を始めとする県産農産物の継続的な売上向上を図り、栽培面積の拡大につなげることを目標としている。	対応済み	農業ビジネス支援課																																																																													
S-GAP加速化推進事業 【42ページ】	【意見5】S-GAP実践農場評価数の目標達成に向けて事業手法の再構築を検討すべきである。 本事業では令和3年度からの5年間で累計 1600 戸のS-GAP実践農場評価を目指しているが、令和3年度時点の累計戸数は約 700 戸にとどまっている。現在の状況では、令和7年度の目標達成が困難となる状況であるため、目標達成に向けて、これまでの事業内容を検証し、効果の高い事業手法を再構築すべきである。	事業内容を見直し、令和5年度より「S-GAP取組拡大事業」を立ち上げた。本事業では、S-GAPの取組拡大のため、取り組みやすいS-GAPスタート宣言を創設し、生産者に対して取組の段階に応じた指導を行う。 また、販路拡大に向けて、SDGsの実現に貢献するGAPの取組を含めた環境保全型農業を食品流通・販売業者にPRするとともに、民間事業者と連携し、消費者にPRしていく。	対応済み	農産物安全課																																																																													
農業法人経営継続計画策定支援事業 【58ページ】	【意見6】BCP策定後は速やかに事例として公表に努めることが望ましい。 令和3年度中に策定に着手した40件のBCPのうち1件が未公表となっていた。公表に向け埼玉県農業会議と対象事業者の間で内容を精査し、県からも埼玉県農業会議に対し、策定状況について適宜確認を行っていたとのことで、当監査期間中（令和5年1月時点）において公表対応済となった。BCP策定後には滞りなく公表されることが望ましい。	未公表となっていたBCPは令和5年1月に公表した。	対応済み	農業支援課																																																																													
新規就農総合支援事業 【60ページ】	【意見7】就農準備資金事業の目標達成の手法を検討すべきである。 就農準備資金事業では補助金交付対象者数を 40 名として予算要求しているが、令和3年度の実績は 14 名と予算時点の目標を大幅に下回っている。過去からの補助人数の推移は下記のとおりであり、令和元年度からは研修機関認定基準が設けられ研修機関の認定が厳しくなったこと、さらに令和2年度からは前年の世帯所得制限が追加されたことから、申請者数が年々減少している。こうした背景と過去からの補助人数の推移に鑑みると、予算目標人数の 40 名と乖離がみられる。県としては研修の認定機関となっている農業大学校、明日の農業担い手育成塾の充実を図ることで申請者数の増加、ひいては新規就農者数の確保につなげようとしているところではあるものの、目標達成のための手法を検討すべきである。 <table><tr><th colspan="2">人数</th><th colspan="10">人</th><th rowspan="2">計(のべ)</th></tr><tr><th></th><th></th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr><tr><td>準備型</td><td></td><td>37</td><td>48</td><td>41</td><td>36</td><td>39</td><td>28</td><td>27</td><td>22</td><td>19</td><td>14</td><td>311</td></tr><tr><td>経営開始型</td><td></td><td>38</td><td>66</td><td>96</td><td>84</td><td>139</td><td>149</td><td>151</td><td>138</td><td>129</td><td>122</td><td>1,112</td></tr><tr><td>経営発展支援金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>75</td><td>114</td><td>137</td><td>120</td><td>178</td><td>177</td><td>178</td><td>161</td><td>148</td><td>136</td><td>1,424</td></tr></table>	人数		人										計(のべ)			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	準備型		37	48	41	36	39	28	27	22	19	14	311	経営開始型		38	66	96	84	139	149	151	138	129	122	1,112	経営発展支援金									1	0	0	1	合計		75	114	137	120	178	177	178	161	148	136	1,424	令和4年度については、農業大学校の施設老朽化への改善や、明日の農業担い手育成塾の新たな開設等を実施した。令和5年度も引き続き、新規就農者数の確保に向け取り組むこととしている。 一方、令和5年度予算については、過去5年実績の平均を採用し、補助金交付対象者22名で要求し、目標達成を図ることとしている。	対応済み	農業支援課
人数		人										計(のべ)																																																																					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																						
準備型		37	48	41	36	39	28	27	22	19	14	311																																																																					
経営開始型		38	66	96	84	139	149	151	138	129	122	1,112																																																																					
経営発展支援金									1	0	0	1																																																																					
合計		75	114	137	120	178	177	178	161	148	136	1,424																																																																					

令和４年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
県産米競争力強化プロジェクト推進事業 【７３ページ】	【意見８】成果指標として事業の途中年度毎の目標値を設定すべきである。認知度の向上を事業成果の指標の一つとして挙げているが、認知度の向上については、成果指標として５年後の最終目標値のみ設定するだけでなく、途中年度毎の目標値を設定することを要望する。なお、令和４年度のＥＢＰＭ調書の様式変更にしたがい、成果指標の年度毎の目標を設定しているとのことである。	令和４年度のＥＢＰＭ調書の様式変更にしたがい、成果指標として「彩のきずな」の県民への認知度について年度毎の目標値を設定した。	対応済み	生産振興課
県産米競争力強化プロジェクト推進事業 【７３ページ】	【意見９】HPやSNS活動自体の目標設定を検討するべきである。HPやSNS活動によるレビュー数やフォロワー数の実態把握は行っているが、認知度向上という事業目標を達成するための計画や年度ごとの進捗状況を定量的に評価することを目指し、HPやSNS活動自体の目標を設定するべきである。	該当事業は、令和５年度の事業レビューの結果、「廃止または再構築」との判断となった。今後引き続き、県産米のPR活動でSNS等を活用する際には、意見を踏まえた目標値の設定について検討する。	その他	生産振興課
狭山茶需要創出促進事業 【７６ページ】	【意見10】企画提案に変更がある場合はその理由や経緯等をまとめて整理しておくべきである。狭山茶PR事業について、受託者が公募時に提案した目標値を大きく下回っている。担当課に確認したところ、狭山茶販売促進事業に重点を置くことがより有効であると判断したためとの説明があり、事実、同事業の目標値であるWEBページPV数は大きく上回る実績を残している。企画提案の変更はやむを得ないものではあるが、大幅な変更は業者選定の正当性が疑われるおそれがあるため、その変更理由や経緯について取りまとめ整理するべきである。	令和４年度においては、企画提案の内容との変更理由や経緯について、取りまとめて整理するよう委託業者に指示した。事業完了検査時には、事業実績報告書とともに変更理由や経緯を取りまとめた書類を提出してもらい、検査を実施した。	対応済み	生産振興課
森がつながる山とまちの未来事業 【８４ページ】	【意見11】市町村の意向調査の結果を最大限活用すべきである。令和３年９月に市町村に対して意向調査を実施している。その結果、都市部市町からは県内の森林整備や木材活用についての情報を網羅したホームページの設置要望や、連携先の紹介希望が寄せられたほか、県内市町村が参加する連絡協議会の早期の整備について要望も寄せられている。このような要望に対し、予算措置を行い、早急に対応することが望まれる。	現在、森づくり課ホームページに県内市町村における森林環境譲与税を使った取組事例集及び木材活用に関するリンクを掲載している。また令和６年度意向調査に基づき、連携を希望する市町村に対する連携先の紹介を１０月に実施するとともに、連携に向けた協議を進めている。	対応済み	森づくり課
林業・木材産業構造改革事業費 【９０ページ】	【意見12】次世代木材生産・供給システム構築事業について、実効性を高めるべきである。過去３年間の実績によれば、申請件数は毎年１件のみで、予算の大部分が不用となっている。そのため、より多くの事業者周知し、間伐材の供給力の強化や安定供給の確保のための路網整備、伐倒・搬出等を支援すべきである。	地域機関を通じて、林業事業体に当該事業の周知及び要望調査を行い、これに基づき令和５年度の予算編成を行ったものである。今後も引き続き、当該事業について周知し、間伐材の供給力の強化や安定供給の確保のための路網整備、伐倒・搬出等を支援していく。	対応済み	森づくり課

令和4年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
埼玉県農林公社森林整備事業助成費【93ページ】	【意見13】分収林事業における長期収支予測の見直しや、必要に応じて収益構造の見直しをすべきである。 県では、農林公社経営改革プランを定めている。その中の分収林事業における長期収支予測に基づき、令和45年の経営黒字化に向けて農林公社の経営改善に取り組んでいる。 しかし、近年の人件費やエネルギー価格の高騰のほか、木材価格の変動等による今後の分収林事業における収支予測の変動により、農林公社経営改革プランにおける収支予測は不透明な状況となっている。そのため、分収林事業において、事業を取り巻く現状に即した長期収支予測の見直しや、必要に応じて収益構造の見直しをすべきである。	令和6年3月に経営改革プランを改定し、分収林事業において長期収支予測及び収益構造を見直した。 【見直しの経緯】 平成22年2月に策定したプランでは、令和45年度末に約4億円の黒字確保が見込まれる中で経営改革に取り組むこととしていた。 しかしながら、その後の木材価格の低迷や、シカの食害対策等による経費の増大などにより、経営改革プランにおける想定から分収林事業の経営環境がかい離する状況が生じたため、令和4年度に有識者会議を設置しプランの見直しに着手した。 ・令和4年度 有識者会議の開催（3回） ・令和5年度 改定案の作成、議会報告、プラン改定 【見直しの視点】 ①長期収支予測 ・令和5年度から契約終期の令和49年度までの木材販売利益を契約ごとに地形条件等を踏まえ試算 ・木材販売利益を差し引いた借入残高は約184億円となる見込み ②見直し方針 ・県の財政負担を抑制するため農林公社の取組を強化 ・分収林を適切に管理し公益的機能を維持発揮 【経営改善の主な内容】 ①農林公社の取組強化 不採算林・市町村有林の解約・繰上償還、森林環境譲与税事業の受託、搬出間伐による中間収入の確保、Jークレジットの取得・販売等、考える収益向上対策全てを講じ、借入残高の圧縮に最大限努力 ②県の対応 ・平成10年度から平成18年度までの県既往貸付金を無利子化 ・令和6年度以降の県貸付金のうち、日本政策金融公庫の利子償還分を補助金化 ※これらの対応に基づく国から県への特別交付税措置あり	対応済み	森づくり課
森林計画推進事業費【105ページ】	【意見14】森林クラウドの利用を促進するべきである。 市町村に対して会議等でシステムの利用をPRしているが、新しいシステムであり、導入・維持費、活用する職員等への研修などを要するため、現時点でまだ十分活用しきれていないと言いつけない状況である。業務の有効かつ効率的な運用のためにも利用を推進すべきである。	森林クラウドを利用する職員向けに行う研修を早期に開始し、職員の熟度に応じて研修内容を工夫するよう、令和5年4月に委託業務を受託した業者に指示を行った。	対応済み	森づくり課
森林計画推進事業費【105ページ】	【意見15】埼玉県森林審議会に出席できるよう配慮すべきである。 審議会は令和2年度で2回、令和3年度に1回開催されているが、令和3年度は委員15名中、出席委員は約半数にとどまっている。令和2年度から、連続して出席できていない委員も存在している。任期は2年であるので、欠席が続くと、委員の選定の実効性がなくなってしまうと考える。 なお、令和3年度の審議会においては、審議会への対面とオンラインによる出席を併用して開催したとのことである。	令和5年度の森林審議会は、令和3年度と同様に対面とオンラインの併用で令和5年11月24日開催予定とし、9月から日程調整を行い、10名以上の参加を予定している。	対応済み	森づくり課
県産木材利用拡大事業【122ページ】	【意見16】交付要綱に補助限度額を明記し、補助金交付額に制限があることを補助事業者に周知するべきである。 当該事業に係る補助金について、補助事業者が必要とする経費のうち補助対象となる経費や補助率は林業関係補助金交付要綱（以下、交付要綱という。）に記載され、さらに、県は交付要綱第1条に基づき、予算の範囲内で補助金を決定し交付している。しかしながら、交付要綱において補助限度額が記載されておらず、実務上、補助金の交付決定時に県が補助限度額を都度決定している。交付要綱に補助限度額の記載がない場合、補助事業者が補助率の範囲内であれば無制限に補助金を受領できるとの誤解を与えかねない。よって、県は交付要綱に補助限度額を明記し、交付される補助金に一定の制限があることを補助事業者にも周知するべきである。	交付要綱に補助限度額を明記し、補助金交付額に制限があることを補助事業者にも周知した。	対応済み	森づくり課

令和4年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
都市と山村交流の森管理事業 【142ページ】	【意見17】県は指定管理者に対し、決算書の支出の予算欄に内訳を記載するように指導すべきである。 みどりの村の指定管理業務に係る収支の実績報告について、指定管理者から提出された決算書の支出の予算欄に、需用費5,120,000円、役務費530,000円と記載されているが、これらの費用の内訳が記載されていない。予算内訳と決算内訳を記載し比較可能とすることにより、次年度以降、予算配分を精査する上で参考になる等、業務の効率的執行に必要な項目である。よって、県は指定管理者に対し、決算書の支出の予算欄に、支出の内訳を記載するように指導すべきである。	指定管理者に対し、事業報告書の決算記載箇所の支出予算欄について、内訳を記載するよう指導し、R5年3月末に指導内容が反映された事業報告書を受領した。	対応済み	森づくり課
農道整備事業 【151ページ】	【意見18】成果指標として長寿命化に関する項目を設定すべきである。 施設の長寿命化を効果として謳っているが、成果指標に施設の長寿命化に関する項目が設定されておらず、成果指標として把握することができない。 施設の長寿命化を効果として掲げている以上、その成果を測定するために成果指標として長寿命化に関する項目を設定すべきである。	令和5年度から定期監査資料に施設の長寿命化に関する成果項目を設定し、完了地区数を指標として成果状況を管理する運用に改めた。	対応済み	農村整備課